

中野地区社会福祉協議会ホームページ管理規約

第1条（総則）

この規約は、中野地区社会福祉協議会（以下、中野社協という）のホームページ（以下、HP という）の制限・基準及び著作権に関して適用する。

また、HP 作成にあたっては、広島市の地域ポータルサイトである『こむねっとひろしま』活用する。

第2条（目的）

この HP は、中野社協の情報媒体として、町民の利便に供することおよび中野社協に属する各種団体との密なる連携を図ることを目的とする。

第3条（事務局）

HP を総括管理する事務局は、中野社協の広報室に設置する。

第4条（掲載内容の制限及び基準）

HP には、次の項目に該当するものは掲載しない。また、HP からのリンク先についてもこれを適用する。

- ① 法令又は条例に違反するもの、違反のおそれのあるもの。
- ② 第三者を誹謗、中傷するもの。
- ③ 第三者に不利益を与えるもの。
- ④ 営利目的及び選挙運動並びに宗教活動などこれに類似するもの。
- ⑤ 公序良俗に反するもの。
- ⑥ 第2条の目的から逸脱したもの。
- ⑦ 容量の都合で事務局が掲載できないと判断したもの。
- ⑧ その他、事務局が適当でないと認めるもの。

第5条（内容の削除）

事務局は、リンク先の内容が、第4条の掲載内容の制限・基準に該当すると判断した場合、リンク先 HP 管理者に通知することなく HP からのリンクの解除及び紹介事項等を削除することができる。

第6条（免責事項）

- ① リンク先の HP により、第三者に生じたいかなる損害も、該当リンク先 HP 作成者において解決するものとし、中野社協は一切責任を負わない。
- ② HP の情報について、万一誤りがあった場合に生じたいかなる損害も中野社協は一切の責任を負わない。
- ③ システムのメンテナンスなどにより、HP からの情報提供を一時的に停止した場合に生じたいかなる損害も、中野社協は一切責任を負わない。

第 7 条（著作権）

この HP の文書や画像等の各ファイル及びその内容に関する諸権利は、原則として中野社協に帰属し、文書・画像等の使用・転載については中野社協の許可を得なければならない。

第 8 条（規約変更）

事務局は、規約運用上問題が発生した場合は、中野社協に属する各種団体の代表者を含め協議し、本規約を変更する場合がある。

附則

本規約は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。